

中央卸売市場（南港市場除く）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大阪市中央卸売市場 本場19号電気室高圧 設備修繕	19:産業用 機器	三菱電機プラント エンジニアリング (株)	1,342,000	令和7年1月8日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場 本場業務管理棟上空 通路緊急修繕	19:産業用 機器	(株)梅菱建設工 業	1,265,000	令和7年1月20日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	G17	-
3	大阪市中央卸売市場 本場市場西棟排水管 緊急修繕	19:産業用 機器	(有)すみれ建設	1,066,560	令和7年1月27日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	G11	-
4	大阪市中央卸売市場 本場大規模低温貯蔵 庫146-1号室・警備本 部空調設備修繕	19:産業用 機器	ダイキン工業(株)	1,188,000	令和7年1月28日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
5	令和6年度大阪市 中央卸売市場本場エレ ベーター・エスカレー ター設備修繕	19:産業用 機器	フジテック(株)	1,980,000	令和7年2月5日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
6	大阪市中央卸売市場本 場業務管理棟地下1階 排水管緊急修繕	19:産業用 機器	大谷工業(株)	1,999,800	令和7年2月18日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	G17	-
7	大阪市中央卸売市場本 場業務管理棟地下1階 排水管緊急修繕に伴う 建築修繕	19:産業用 機器	大都保全興業 (株)	1,912,900	令和7年2月18日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	G17	-

8	大阪市中央卸売市場 東部市場水産冷却塔 (CT-2)修繕	19:産業用 機器	三菱ケミカルイン フラテック(株)	1,562,000	令和7年1月9日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
9	大阪市中央卸売市場 東部市場塵芥処理設 備修繕その2	19:産業用 機器	新明和工業(株)	1,859,000	令和7年1月22日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
10	大阪市中央卸売市場 東部市場直流電源設 備緊急修繕	04:電気工 事	(株)GSユアサ	1,309,000	令和7年2月12日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	G17	-
11	大阪市中央卸売市場 東部市場仲卸売場棟 エレベーター設備修 繕	09A:昇降機 設置工事	三菱電機ビルソ リューションズ (株)	1,932,700	令和7年3月3日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G4	-

# 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場 19 号電気室高圧設備修繕

## 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

## 3 随意契約理由

本修繕は中央卸売市場本場 19 号電気室に設置している高圧設備の無停電電源装置が故障により使用できない状態であるため、無停電電源装置の取替、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕は三菱電機株式会社が製造した製品であり、今回の工事を実施するにあたっては三菱電機株式会社を通じて入手可能な純正部品が必要不可欠である。また、機器の構造や仕組み等に関する知識が要求される。

三菱電機株式会社は当該機器の製造業者であり、当該機器についての施工責任の一元化を図ることができる。

三菱電機株式会社は、高圧受変電設備の保守・保全業務全般を同社の系列会社である三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管しているため、本工事が施工可能な業者は、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟上空通路緊急修繕

### 2 契約の相手方

株式会社梅菱建設工業

### 3 随意契約理由

令和7年1月20日に場内事業者より業務管理棟上空通路東側付近にて車両の通行に支障をきたす舗装の破損がある旨の連絡があった。現場状況の確認を行ったところ、ジョイント部分が破損し、段差が生じていることを確認した。そのため、車両の通行時には車体が大きく傾いたり、上下に大きく揺れて積荷が荷台から落ちそうな状況となっていた。

この通路は、車両通行量が多いことから長期間の徐行や迂回路による対応が困難な通路であり、本修繕を早急に実施しなければ、車両の横転や積荷の落下による事故を誘発することが懸念され、利用者の安全性を損なうことになる。

本修繕にあたっては、早急に現地での修繕対応が可能な業者選定が必要であるため、大阪市入札参加登録種目において舗装工事で登録している業者で、過去に「舗装工事」の受注実績がある業者3者を選定し照会をおこなった結果、早急に現場確認及び修繕作業が可能との回答があったのは、株式会社梅菱建設工業のみであったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき上記業者と契約する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7965）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場西棟排水管緊急修繕

### 2 契約の相手方

有限会社すみれ建設

### 3 随意契約理由

令和7年1月20日に市場西棟1階配管部分より漏水があった。原因を調査したところ西棟3階便所排水管系統が経年劣化により腐食し、接合部分及び配管上部に亀裂が入っているため漏水が発生している状態であった。

この状態では、共用通路への配管落下の危険並びに西棟3階便所使用停止の長期化、漏水による商品の汚損など市場運営に多大な影響を及ぼすため緊急の修繕が必要である。

本修繕にあたっては、早急に現地での修繕対応が可能な業者選定が必要であるため、大阪市入札参加登録種目のうち給排水衛生冷暖房工事で登録している業者で、過去に中央卸売市場において施工実績がある業者より3者を選定し照会をおこなった結果、早急に現場確認及び修繕作業が可能との回答があったのは有限会社すみれ建設のみであった。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき上記業者と契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場大規模低温貯蔵庫 146-1 号室・警備本部空調設備修繕

### 2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、大規模低温貯蔵庫及び警備本部に設置の空調設備について修繕を行うものである。

本設備は、ダイキン工業株式会社が製作したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、ダイキン工業株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和6年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター設備修繕

### 2 契約の相手方

フジテック株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されているエレベーター・エスカレーターの部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック株式会社のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック株式会社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7966）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟地下1階排水管緊急修繕

### 2 契約の相手方

大谷工業株式会社

### 3 随意契約理由

令和7年2月17日、業務管理棟地下1階更衣室内において、天井内の配管から漏水が発生した。原因を調査した結果、地下1階便所の排水管系統が長年の経年劣化により著しく腐食し、接合部分および配管上部に深刻な亀裂が生じていたことが判明した。なお、当該部については配管内部清掃等を定期的実施しており、また一般的な排水管の寿命が30～40年程度であるが、それに満たない間に漏水が発生した想定外の事案であった。

上記漏水が発生し、ひとまず新たな漏水を防ぐため、業務管理棟の各階東側便所がすべて使用を中止することとなった。

このまま放置すれば、業務管理棟の便所が長期間使用不能となるだけでなく、漏水による感染症等の危険性、部屋の汚損及び悪臭の発生、さらには施設全体の衛生環境の悪化を招く恐れがあり、市場運営に計り知れない影響を及ぼす可能性があるため、即刻な修繕が不可欠である。そのため排水管の緊急修繕を行うが、点検口からの修繕が不可能であることから、まずは天井ボードや軽量天井鉄骨下地等の撤去が必要となる。また、配管修繕後については、室内への埃等の落下を防ぐ必要があり、天井の復旧についても早急に対応が必要であることから緊急修繕を行う。

本修繕にあたっては、早急に現地での修繕対応が可能な業者選定が必要であるため、大阪市入札参加登録種目のうち給排水衛生冷暖房工事で登録している業者で、過去に中央卸売市場において施工実績がある業者より3者を選定し照会をおこなった結果、早急に現場確認及び修繕作業が可能との回答があったのは大谷工業株式会社のみであった。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき上記業者と契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟地下1階排水管緊急修繕に伴う建築修繕

## 2 契約の相手方

大都保全興業株式会社

## 3 随意契約理由

令和7年2月17日、業務管理棟地下1階更衣室内において、天井内の配管から漏水が発生した。原因を調査した結果、地下1階便所の排水管系統が長年の経年劣化により著しく腐食し、接合部分および配管上部に深刻な亀裂が生じていたことが判明した。なお、当該部については配管内部清掃等を定期的実施しており、また一般的な排水管の寿命が30～40年程度であるが、それに満たない間に漏水が発生した想定外の事案であった。

上記漏水が発生し、ひとまず新たな漏水を防ぐため、業務管理棟の各階東側便所がすべて使用を中止することとなった。

このまま放置すれば、業務管理棟の便所が長期間使用不能となるだけでなく、漏水による感染症等の危険性、部屋の汚損及び悪臭の発生、さらには施設全体の衛生環境の悪化を招く恐れがあり、市場運営に計り知れない影響を及ぼす可能性があるため、即刻な修繕が不可欠である。

そのため排水管の緊急修繕を行うが、点検口からの修繕が不可能であることから、まずは天井ボードや軽量天井鉄骨下地等の撤去が必要となる。また、配管修繕後については、室内への埃等の落下を防ぐ必要があり、天井の復旧についても早急に対応が必要であることから緊急修繕を行う。

本修繕にあたっては、早急に現地での修繕対応が可能な業者選定が必要であるため、大阪市入札参加登録種目のうち建築工事で登録している業者で、3者を選定し照会をおこなった結果、早急に現場確認及び修繕作業が可能との回答があったのは、大都保全興業株式会社であった。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき上記業者と契約締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備グループ（電話番号 06-6469-7969）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場水産冷却塔（CT-2）修繕

### 2 契約の相手方

三菱ケミカルインフラテック株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、令和6年10月17日、水産冷却塔（CT-2）の散水装置の修繕を実施していたところ、ファンモーターのファン付け根に深刻な錆びを発見したため、実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、三菱ケミカルインフラテック株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、三菱ケミカルインフラテック株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3955）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕その2

### 2 契約の相手方

新明和工業株式会社

### 3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、補修が必要であることが判明したため実施するものである。

当該設備が正常に機能しなければ、市場運営に支障を来す恐れがあることから、本修繕を行う必要がある。

当該設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

よって、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3955）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場直流電源設備緊急修繕

### 2 契約の相手方

株式会社GSユアサ

### 3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場東部市場の2号変電室内に設置している直流電源設備は、場内停電時に非常照明設備用の電源、受変電設備の制御用電源として使用されている。

令和7年2月2日に受変電設備の年次点検を実施するため2号変電室を停電させた時、2号変電室の真空遮断器（VCB）が正常に動作せず、しばらくして点検業者から蓄電池から発煙していると報告があった。

翌日、製造業者に原因調査を依頼した結果、直流電源設備内の鉛蓄電池が設置後15年経過しており耐用年数を超過していること、また鉛蓄電池の劣化により電圧が低下していることが判明した。

本直流電源設備は、非常照明設備用の電源や受変電設備の制御用電源として停電時のバックアップ電源に使用されており、当市場において必要不可欠なものである。市場運営に支障をきたさないよう、早急に直流電源設備を修繕する必要があるが、蓄電池の製造には2カ月ほど要するため、速やかに準備できる修繕方法として仮設蓄電池を緊急に設置する。

本直流電源設備は株式会社GSユアサが製作・施工している。修繕にあたって迅速な部品の供給が可能であるとともに、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、株式会社GSユアサのみである。

よって、上記業者と契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

### 3 随意契約理由

本修繕は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、保守点検の結果に基づき、経年使用により摩耗した巻上ロープ等の取替を行うものである。

本件対象のエレベーターは、三菱電機株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

なお、当該エレベーターの製造者である三菱電機株式会社は、エレベーター保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルソリューションズ株式会社に委譲している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であり、上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備グループ（電話番号 06-6756-3956）